

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立川俣高等学校 前期選抜募集要項

福島県立川俣高等学校

住所 〒960-1401

福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1

電話 (024) 566-2121

1 アドミッション・ポリシー

本校は、次のような生徒を求めます。

- (1) 基礎的な学力を有し、入学後も意欲的に学び続ける生徒
- (2) 思いやりをもって他者と接し、基本的な生活習慣が身についている生徒
- (3) 多角的に物事をとらえ、意欲的に自己を表現しようとする生徒
- (4) コミュニケーション力を有し、地域との交流に積極的に取り組むことができる生徒
- (5) 地域の魅力をよく知り、よりよい地域の在り方について考えようとする生徒

2 募集定員

対象学科：全日制の課程 普通科

募集定員：40名

【特色選抜】募集定員40名の40%程度とする。

【一般選抜】募集定員40名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

ただし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)の条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

本校は地域とともにある学校として、地域資源を活用した探究・体験を通し、地域社会に貢献する人材の育成に取り組んでいる。また、小規模校の強みを生かし、生徒一人ひとりに応じたていねいな指導により、進路希望の実現を図っている。

本校アドミッション・ポリシーを理解し、以下①及び②のいずれにも該当する生徒を広く県内外から求める。

① 中学校在学中に、様々な分野において積極的に取り組んだ生徒

② 本校入学後も、様々な分野において積極的に取り組もうとする強い意思を持つ生徒

なお、様々な分野とは、学級活動、生徒会活動や委員会活動、学校行事や校外活動、部活動や地域クラブ活動等を指す。

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出席することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者（以下「県外等からの志願者」という。）、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき
- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】

送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立川俣高等学校長

住所 〒960-1401 福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。
ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

15 出願資格申請

「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

(1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を併せて提出する。

なお、保護者の居住地が隣接学区にあり、その居住地から本校へ通学する場合には、出願資格申請を不要とし、出願手続を行う。

ア 出願資格申請書(様式9号)

ただし、川俣町長が本校の学区内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)となることが認められている場合、「保護者」の欄は次のとおり記載する。

氏 名 川俣町長の氏名

志願者との関係 「身元引受人」と記載

現 住 所 川俣町役場の住所

連絡先電話番号 川俣町役場の代表電話番号

入学後の住所 「別に提出する身元引受人の住民票の住所」と記載

イ 身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）

ただし、川俣町長が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は川俣町から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 本校校長が指示する書類

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に「出願資格申請」をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

(6) その他

① 上記により本校へ入学する者について、隣接学区から通学する場合以外の者については、本校の学区内に住所を異動し「住民票の写し」を入学までに本校へ提出する。

② 保護者の転勤等に伴う一家転住等により学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は5教科とし、合計250点満点とする。傾斜配点は行わない。

② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、中学校在学中に積極的に取り組んできたこと、高校入学後に取り組みたいこと、将来への抱負について本人が具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計75点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を3倍とした180点を加え、満点を255点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、満点を165点とし、合計420点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、670点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という）を資料とし、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は5教科とし、合計250点満点とする。傾斜配点は行わない。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計75点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍とした120点を加え、満点を195点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、満点を

55点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜と一般選抜を併願する者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時 令和8年3月4日(水) 午前9時00分～午後3時10分

受付：午前8時30分～午前8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

点呼・諸注意：午前8時40分～午前8時50分

学 力 検 査：午前9時00分～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
50分	20分	50分	20分	50分	60分	50分	20分	50分	

② 会 場 福島県立川俣高等学校

③ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規 ただし、下敷や分度器（分度器機能を有する定規を含む）、検査の趣旨に反する公平・公正を欠くもの（三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆等）は使用できない。

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

(2) 一般面接・特色面接

① 日 時 令和8年3月5日(木) 午前9時00分～午後0時30分（予定）

受付：午前8時30分～午前8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

点呼・諸注意：午前8時40分～午前8時50分

面 接：午前9時00分～

② 会 場 福島県立川俣高等学校

③ 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

④ その他 面接の終了予定時刻及び昼食の必要の有無について、令和8年2月27日(金)正午までに本校Webサイトに掲載する。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 学力検査

① 日 時 令和8年3月10日(火) 午前9時00分～午後2時45分

受付：午前8時30分～午前8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

点呼・諸注意：午前8時40分～午前8時50分

学 力 検 査：午前9時00分～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

② 会 場 福島県立川俣高等学校

③ 持参物 「17 学力検査等の日時及び会場」(1)③のとおりとする。

(2) 一般面接・特色面接

① 日 時 令和8年3月11日(水) 午前9時00分～午後0時30分（予定）

受付：午前8時30分～午前8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

点呼・諸注意：午前8時40分～午前8時50分

面 接：午前9時00分～

- ② 会 場 福島県立川俣高等学校
- ③ 持参物 「17 学力検査等の日時及び会場」(2)③のとおりとする。

(3) その他

- ① 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- ② 令和8年3月10日(火)に追検査の学力検査が行われない場合は、3月10日(火)に追検査の一般面接・特色面接を実施する。
- ③ 選抜の一部を受験する場合の日は、中学校長を通して志願者に連絡する。中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、個別に連絡をする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した選抜)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 令和8年3月16日(月)は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校に掲示する。
- (3) 令和8年3月16日(月)の本校が指定する時間に、合格者に対して合格通知書(様式13号)を本校で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査(追検査を含む。)受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式16号)を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(様式17号)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(様式18号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。